仕　様　書

１　件名

中野区産後ケア事業（デイケア）業務委託（基本契約）

２　目的

産後の心身の不調や育児不安等がある者や支援が必要と認められる者に対し、心身のケアや育児のサポートを行う事業（産後ケア事業）を実施し、産後も安心して子育てができる支援体制の充実を図ることを目的とする。

３　履行期間

契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

４　履行場所

受託者が受託業務の履行場所として申請した助産院、医療機関等

５　委託業務について

中野区産後ケア事業実施要綱に基づき、支援が必要と認められる者に対して、日帰りによる休養の機会を提供することにより、母体の回復及び育児指導の支援を行う。

（１）対象者

中野区に住所を有するおおむね出産後６か月以内（出産後満７か月になる前日まで）の母親及び乳児であって、産後ケア利用者カード（追加利用カードを含む。以下同じ。）の交付を受けている者

（２）事業内容

（ア）利用予約の受付業務（受付、日程調整、事前説明等）

「受付・利用者負担金徴収等の業務について」（別紙１）を参照し、行うこと。

（イ）産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等の支援を行う。

内容は以下のとおりとし、原則として個別に実施すること。なお、集団で実施する必要がある場合は、あらかじめ区に申し出ること。

①　産後の母体管理及び生活面の指導

②　母乳に関する相談及び授乳方法指導（乳房マッサージを含む。）

③　沐浴方法の指導

④　発育又は発達に関する相談

⑤　乳児に対する肌ケアの方法の指導

⑥　その他保健指導

⑦　利用アンケートの勧奨

⑧　乳児の健康状態について特筆すべき点は母子手帳に記載する

（ウ）利用者負担金の徴収及び領収書の発行

「受付・利用者負担金徴収等の業務について」（別紙１）を参照し、行うこと。

（エ）未就学きょうだい児の同伴受入れ

未就学きょうだい児同伴での事業利用の申し出があった場合は、当該事業及び他利用者へのサービスに支障のない範囲で受入れの対応をすること。

未就学きょうだい児同伴受入れに対応できない場合は、事前に区に申し出ること。

（オ）多胎児家庭移送支援サービス

多胎児家庭から移送支援サービス利用の申し出があった場合は、事業に支障のない範囲で送迎の補助をすること。

常態で移送支援サービスに対応できない場合は、事前に区に申し出ること。

（３）利用期間・利用日（回）数

（ア）出産後６か月以内（出産後満７か月になる前日まで）

なお、区長が必要と認める場合は、承認された期間までを利用期間とする。

（イ）同一利用者にサービスを提供できる日（回）数は、他の産後ケア事業（ショートステイ及びアウトリーチ）と合計で最大１５日（回）とする。

ただし、「産後ケア事業・追加利用カード（多胎児支援用・利用期間延長用）」交付されている者については、カードに記載されている期間・日数とする。

（ウ）利用日（回）数を超える利用に係る経費を区は負担しない。

　（４）利用時間

（ア）１回の利用時間は、当該日の１０時から１５時までの時間帯の中で利用者の任意とする。ただし、受託者は３時間を超える利用を勧奨するよう努めること。

（イ）区長が必要と認めた場合には、必要最低限の範囲において、上記に定める日数・時間を超えて利用させること。

　（５）実施施設

（ア）事業を実施する施設は、サービスを提供することができる設備、その他事業の実施に必要な施設を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。

（イ）実施にあたっては、6.3㎡以上の専用の部屋の確保が可能であること。なお、複数の利用者（乳児を除く。）が利用する場合は、1名当たり４.３㎡以上の部屋を確保すること。

６　実施体制

　（１）業務責任者及び業務従事者

（ア）本業務は、助産師を配置し、母子が安全かつ快適に過ごすことができる施設において実施するものとする。

（イ）施設には、常時１人以上の助産師を配置し、本事業の実施にあたること。また、職員を配置する際は本事業において適切なサービスを提供できる体制を確保すること。

（ウ）緊急時等の連絡体制を整えていること。

（２）業務従事者の健康管理

（ア）常に本事業に従事させる者（以下「従事者」という。）に対して感染症予防及びメンタルヘルス等の的確な健康管理の措置を講じるとともに、本事業の執行に支障を来さぬ人的体制をとること。

（イ）学校保健安全法施行規則第18条第1項第2号に定める第二種感染症（インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎）若しくは新型コロナウイルス感染症にり患した従事者又はり患の疑いがある従事者（以下「り患者等」という。）を確認した場合、直ちに次の措置を講ずること。

①　り患者等について、他者への感染可能性がなくなるまでの期間は、本事業に従事させないこと。

②　当該り患者等の氏名、他者へ感染させる可能性のある期間内に接触した事業利用者氏名及び接触日時等を区に対して報告すること。受託者における確認が夜間又は休日であった場合も同様とする。

（３）安全管理

　　　　事故防止及び安全対策、児を預かる際の留意点、緊急時の対応体制、重大事案等発生

時の対応等を定めた、安全に関するマニュアルを区と協議のうえ、作成するとともに、担当職員への周知徹底、研修の実施など、安全管理のための体制構築を図ること。なお、安全マニュアルの内容は、国が示す産後ケア事業ガイドラインを参考にすること。

７　委託契約の履行及び実績報告

（１）受託者は、本事業を契約書で定める履行場所以外の場所で実施してはならない。

（２）区は、必要があるときは受託業務の利用状況について、受託者に報告を求め、又は、区の職員を立ち会わせて監督させることができる。

（３）受託者は、原則として利用があった日の属する月ごとに、実施月の翌月１０日までに、区が定める様式により業務の実績報告を行う。ただし、３月分については、３月３１日までに報告を行うこと。

（４）以下に該当する場合には、随時すこやか福祉センターに報告する。

①　本事業の実施後も、引き続きすこやか福祉センターの保健師等による指導・支援を要する場合

②　疾病又は身体等の異常を発見した場合

③　その他、緊急の対応が必要な場合

８　連絡会への参加

　　受託者は、区が連絡会を実施する場合には参加すること。

９　委託料の請求・支払等

受託者は、受託業務の実績に基づき、次の経費の合計額を請求すること。なお、（１）⑦については、区の定める金額に基づき算出すること。

また、経費に係る利用者負担額以外に利用者から金銭を徴収する必要がある場合には、あらかじめ徴収予定の利用者負担内訳を区に提出すること。これらに係る経費は、委託料には含まれないため、請求には計上しない。

（１）経費区分

①　利用料　　　　　　利用者に対する通所型事業の提供に要する経費（利用１回当たり）

②事務手数料　　　　　事務関係経費（利用1回当たり）

③多胎児加算額　　　　多胎児の母子の利用に係る加算。多胎児数から１を減じた数に単価を乗じた額とする。（利用１回当たり）

④多胎児移送支援　　　依頼者宅から実施施設（迎）、実施施設から依頼者宅（送）の移送支援にかかる経費。（送・迎それぞれ利用１件当たり）

⑤未就学きょうだい児同伴加算　未就学きょうだい児同伴の利用に係る加算。（未就学きょうだい児１人あたり）⑥キャンセル料　　　　利用予定日前日（受託者の営業日に限る）以降及び無断キャンセルに係る経費（１件当たり）

⑦利用者負担額（減算）　受託者が徴収した利用者負担金相当額を請求額から減算する。

（２）支払方法

毎月払いとする。検査合格後、受託者からの正当な請求に基づき支払う。

なお、実施月の実績報告後に、事業実施の事実が認められた場合には、次回の請求時に合算して支払うものとする。ただし、年度を超えた場合には合算しての支払は行わない。

１０　受託事業者の責務

（１）守秘義務及び個人情報の取扱い

　　　受託者は委託業務として個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等を遵守して、「情報資産を取り扱う業務委託契約事項」(別紙２）に則り、業務を遂行すること。

（２）一般的禁止事項

この契約の履行にあたって、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

（ア）利用者の信用を損なう行為及び利用者に危険を及ぼす行為

（イ）受託業務を履行する中での営利活動、特定の育児用品等の宣伝、販売等

（ウ）特定の思想信条に基づく活動や勧誘行為、宗教活動等

１１　区の指示に基づく受け入れ中止

本契約は、契約の基本とする金額等を定める基本契約であり、区の予算措置に基づき事業実施していることから、区は受託者に対し、予算を理由とする受け入れの中止を文書により指示できるものとし、受託者は指示に基づき受け入れを中止しなければならない。

なお、受託者は区に対し本条に基づく中止に係る損害賠償を請求することができない。

１２　損害賠償

委託契約約款の規定のほか、受託者は、業務上行った従事者の行為等について一切の責任を負うこと。本事業を実施するに当たって故意又は過失により区又は第三者に損害を加えたときは、受託者はその損害を賠償する責任を負うものとする。

１３　事故への対応

事故等による責任及び損害賠償等は受託者に帰属する。また、受託者は、利用者が事故にあったときや利用者との間にトラブルが生じた時は、適切な措置を講じるとともに、直ちに区に報告しなければならない。

１４　その他

（１）受託者は、本仕様書において特に定めるもののほか、中野区産後ケア事業実施要綱（２０１７年中野区要綱第９７号）に基づき実施すること。

（２）心理指導が必要と思われる本事業の利用者については、区に報告し、区と共同で支援できるよう努めること。

（３）本事業内容について区が行う調査、資料作成、広報活動等に協力すること。

（４）本仕様書に定めるもののほか、必要な事項は別途協議の上決定する。

（５）本契約の履行にあたり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害しないこと。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をすること。

【担　　当】

中野区　地域支えあい推進部　地域包括ケア推進課

すこやか福祉センター企画調整係　佐竹・松原

電　話　０３－３２２８－８８０９